

## 名古屋市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）及び関係法令に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録並びにその業務に関し必要な報告、検査、指示等に関する事務（以下「事務」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

### (担当部署)

第1条の2 事務については、住宅都市局住宅部住宅企画課（以下「住宅企画課」という。）及び健康福祉局高齢福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）にて共同で行うものとし、登録及び報告に係る受付は住宅企画課で行うものとする。

### (登録の申請)

第2条 法第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第6条第1項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）第4条に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 第1項の申請書には規則第7条各号に定めるものを、別表に定める作成要領に基づき作成し、添付しなければならない。

3 規則第7条第6号に定めるその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト（別紙1）

(2) 名古屋市サービス付き高齢者向け住宅の規模及び構造設備に係る設計指針を満たしていることを示す書類

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し

(4) 登録を申請しようとする者がサービス付き高齢者向け住宅を自ら所有する場合においてはその旨を証する書類

(5) 登録を申請しようとする者が当該登録に係る住宅等の賃借権又は使用貸借による権利を有する場合にあっては、当該権利を有する者であることを証する書類及び当該登録に係る住宅等の土地・建物に関する登記事項を示す書類

(6) 登録を申請しようとする者が法人である場合においては登記事項を示す書類

(7) 登録を申請しようとする者（未成年者である場合に限る）の法定代理人が法人である場合においては、登記事項を示す書類

- (8) 登録を申請しようとする者が個人である場合、住民票の抄本又は住民票記載事項証明書
  - (9) 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（別紙3）
  - (10) サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金を受けようとする場合、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請書（別紙4）
- 4 第1項の申請書及び第3項の添付書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。

（登録の基準）

- 第3条 規則第8条から第10条に規定する基準については、別に定める、名古屋サービス付き高齢者向け住宅の規模及び構造設備に係る設計指針による。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成22年度高齢者等居住安定化推進事業（生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門）の選定事業に係る住宅は、規則第8条及び第9条に規定する基準を満たすものとみなす。

（登録等の審査及び通知）

- 第4条 住宅企画課長は、登録の申請があったときは、サービスの内容についての審査を介護保険課長へ依頼するものとする。
- 2 介護保険課長は審査の結果を住宅企画課長に回答するものとする。
- 3 市長は、審査の結果、登録の申請が法第7条第1項に掲げる基準に適合すると認め、登録をしたときは、同条第3項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第1号）により、当該登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）に通知するものとする。
- 4 市長は、登録の申請が法第7条第1項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条第4項の規定に基づき、その理由を示して、サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準不適合通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、法第8条第1項の規定により登録の拒否をしたときは、同条第2項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 6 住宅企画課長は、前3項に基づき通知した際は、通知した旨を介護保険課長へ知らせるものとする。
- 7 住宅企画課長及び介護保険課長は、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請（以下「意見聴取申請」という。）があったときは、申請内容を意見聴取申請確認表（様式第14号）により確認したうえ、サービス付き高齢者向け住宅整備推進事業に係る意見聴取に対する回答（様式第15号）により、申請者に回答を通知するものとする。

（登録事項等の変更）

第5条 法第9条の規定に基づく登録事項の変更若しくは添付書類の記載事項の変更を届け出ようとする者又は法第11条の規定に基づく登録事業者の地位の承継を届け出ようとする者は、規則第7条各号及び別表1に掲げる書類のうちその記載事項が変更されたものを添えて、規則第16条に定める登録事項等変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の登録事項等変更届出書及び添付書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。

3 市長は、前項の届出（登録事項の変更及び登録事業者の地位の承継に係るものに限る。）を受け、法第9条第3項の規定に基づき変更の登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更通知書（様式第4号）により、登録事項の変更を届け出た者に通知するものとする。

（廃業等の届出）

第6条 法第12条第1項又は第2項の規定に基づく廃業等の届出をしようとする者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等の届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 法第13条第1項第1号の登録の抹消の申請には、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録の抹消申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第13条第1項第1号又は第2号の事由により登録事業の登録を抹消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書（様式第7号）により、当該登録事業者であった者に通知するものとする。

（目的外使用の承認）

第7条の2 法第19条の2の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の目的外使用の承認を受けようとする者は、規則第23条の規定に基づき、同規則別記様式第3号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第19条の2第1項の承認をしたときは、目的外使用の承認書（様式第16号）により、申請者に通知するものとする。

（報告）

第8条 登録事業者は、入居開始後90日以内に、入居開始日の翌月末の登録状況について、法第24条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業報告書（様式第8号）により、市長に報告しなければならない。ただし、入居開始日が毎年1月1日からその年の3月31日にあたるときは、次項に規定する報告をもってこれに代えることができる。

2 登録事業者は、毎年度5月31日までに、前年度3月31日の登録状況についてサービス付き高齢者向け住宅事業報告書（様式第8号）により、市長

に報告しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず必要と認めたときは、登録事業者に対し、登録状況について報告を求めることができる。
- 4 前3項の報告書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

#### (事故報告)

- 第9条 登録事業者はサービス付き高齢者向け住宅において重大な事故が発生したときは、法第24条第1項の規定により、直ちに、サービス付き高齢者向け住宅事故報告書（様式第9号）により市長に報告しなければならない。
- 2 登録事業者等に法第24条の規定による報告及び質問を行う場合には、住宅企画課及び介護保険課は、共同で行うものとする。

#### (検査)

- 第10条 法第24条の規定による検査（以下「立入検査」という。）は、入居開始後及び登録の更新後、原則として1年以内に行う。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、立入検査を行うことができる。
  - 3 法第24条第3項に規定する身分を示す証明書は、名古屋市職員証又は身分証明書（様式第10号）とする。
  - 4 登録事業者等に立入検査を行う場合には、住宅企画課及び介護保険課は、共同で行うものとする。

#### (指示)

- 第11条 市長は、法第25条の規定に基づき指示するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に関する指示書（様式第11号）により、登録事業者に指示するものとする。
- 2 前項の指示を受けた登録事業者は、速やかに指示事項を改善したうえで、サービス付き高齢者向け住宅事業指示事項改善報告書（様式第12号）により市長に報告しなければならない。
  - 3 登録事業者等に法第25条の規定による指示を行う場合には、住宅企画課及び介護保険課は、共同で行うものとする。

#### (登録の取消し)

- 第12条 市長は、法第26条の規定に基づき登録事業の登録を取り消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第13号）により、当該登録事業者であった者に通知するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

#### 附 則

附 則  
(施行期日)

- 1 改正後の要領は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 改正後の要領は、平成 25 年 3 月 12 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 改正後の要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 改正後の要領は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 改正後の要領は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 改正後の要領は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 改正後の要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 改正後の要領は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 改正後の要領は、令和 4 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要領は、令和 7 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要領は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の名古屋市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する事務取扱要領の規定に基づき提出されている登録の申請書は、この要領による改正後の名古屋市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する事務取扱要領の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

別表

| 添付書類                        | 作成要領                                                                                                                   |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規則第 7 条第 1 号の各階平面図          | A4 又は A3 サイズの大きさとし、縮尺 1／100 又は 1／200 で作成すること。                                                                          |
| 規則第 7 条第 2 号の加齢対応構造等を表示した書類 | 別紙 2 の書式とし、記載した内容が確認できる図面を添付すること。                                                                                      |
| 規則第 7 条第 3 号の入居契約に係る約款      | サービス契約に係る約款を含む。併せて入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト（別紙 1）を添付すること。なお、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームに該当する住宅については、重要事項説明書についても添付すること。 |

- ※ 状況把握及び生活相談サービスを提供する資格者の常駐場所や併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設を、サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接又は隣接する土地に存する建物とする場合、付近見取図に当該場所がわかるように記入すること。